

府中市まちづくり活動に関する支援要綱

平成21年9月7日

要綱第89号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市地域まちづくり条例（平成15年9月府中市条例第18号。以下「条例」という。）第29条の4の規定により、まちづくり活動を行う団体に対して当該まちづくり活動に関する支援（以下「支援」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「まちづくり活動」とは、市内において継続的に行われる地域の特性を活かした住みよいまちづくりの実現に向けた市民（市内に住所を有する者、市内に勤務し、又は在学する者及び市内の土地又は建築物に関して権利を有する者又は利害関係を有する者をいう。以下同じ。）の発意による主体的な活動で、次の各号に掲げるいずれかの事項に関する検討及び合意形成に係る会議、学習活動、調査研究活動又は広報活動をいう。

- (1) 条例第9条第1項に規定する地域別まちづくり方針の案となるべき事項
- (2) 条例第11条第1項に規定する地区計画等の原案の申出に関する事項
- (3) 地域におけるにぎわいの強化を図り、良好な環境や地域の価値の維持及び向上をさせるための取組（以下「エリアマネジメント」という。）に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事項

(支援対象)

第3条 支援の対象となる者は、まちづくり活動を行う団体で、次に掲げる要件を全て満たす団体（以下「支援対象団体」という。）とする。

- (1) 自ら定める規約、会則等に基づき組織的に運営されていること。
- (2) 3人以上の市民により構成されていること。
- (3) 地域の市民に活動の内容及び成果等を周知する機能を備えていること。

(支援対象期間)

第4条 支援の対象となる期間（以下「支援対象期間」という。）は、原則とし

て支援の決定をした年度からその翌年度までの2年間を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長がその実績に照らし必要かつ相当と認めるときは、当該支援の決定をした年度の翌々年度までの3年間を限度として期間を延長することができる。

(支援内容)

第5条 支援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消耗品費、印刷費、郵便料、会場使用料及び図書等資料購入費（以下「対象経費」という。）に対する助成金の交付
 - (2) まちづくり活動に対し技術的な助言及び指導を行う専門家（以下「まちづくり専門家」という。）の派遣
- 2 前項第1号に規定する助成金の交付額は、予算の範囲内において、対象経費の5分の4の額で、一の年度につき10万円を限度とする。この場合において、助成金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 一の年度におけるまちづくり専門家の派遣の回数は、12回を限度とする。ただし、エリアマネジメントに関する事項に係る活動を行う団体で、継続的な支援が必要であると市長が認めるものについては、この限りではない。
 - 4 前項に規定する派遣におけるまちづくり専門家の派遣の人数は、原則として、当該派遣1回につき1人とする。

(支援の申請)

第6条 支援を受けようとする支援対象団体は、申請書により市長に申請しなければならない。

(支援の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、申請が適当であると認めるときは、支援を決定するものとする。この場合において、支援の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定により支援の決定をしたときは、通知書により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第8条 前条第1項の規定により支援の決定を受けた支援対象団体（以下「まちづくり活動団体」という。）は、支援の決定後、第6条の規定による申請書の記載事項に変更を生じたときは、変更承認申請書により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、承認の可否を決定するものとする。この場合において、支援の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により承認の可否を決定したときは、通知書によりまちづくり活動団体に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 まちづくり活動団体は、支援の決定を受けた日の属する年度から当該団体の活動が完了する日の属する年度までの各年度における当該活動の実績について、各年度の3月31日までに報告書に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

（助成金の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告を確認し、速やかに助成金の額を確定し、通知書によりまちづくり活動団体に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第11条 まちづくり活動団体は、前条の規定による通知があったときは、請求書により速やかに市長に対し助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに当該請求を行ったまちづくり活動団体に対し、助成金を交付するものとする。

（支援の決定の取消し）

第12条 市長は、まちづくり活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により支援の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、支援の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により支援の決定を取り消した場合において、既に助成金を支給しているときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(支援に係る調査及び助言等)

第14条 市長は、必要と認めるときは、支援対象団体に対し当該支援に係る調査をし、助言又は指導をすることができる。

(様式)

第15条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年9月7日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(府中市まちづくり活動及び推進地区に関する助成要綱の廃止)

2 府中市まちづくり活動及び推進地区に関する助成要綱は、廃止する。

付 則 (平成27年4月16日要綱第45号)

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。

付 則 (平成28年3月30日要綱第60号)

(施行期日)

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。